

熊本市 農業委員会だより



農業委員・農地利用最適化推進委員合同での玉ねぎ収穫（令和2年5月13日）

ご 挨拶

市民の皆様には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

熊本市農業委員会では、令和三年四月に委員改選が行われ、新たな農業委員・農地利用最適化推進委員による新体制がスタートしました。

私は、去る四月十五日に開催されました農業委員会臨時総会において、委員の皆様への推薦により会長に選任いただきましたが、身の引き締まる思いと同時に改めて責任の重大さを感じているところでございます。

さて、昨今の本市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や遊休農地の発生といった喫緊の課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や豪雨被害などの影響により、大変厳しいものとなっております。

このような中、私たち農業委員会といたしましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が互いに協力し、担い手への農地集積など農地利用の最適化に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

今後も本市の農業の振興、地域の発展を図るため、市民の皆様や関係機関と連携を取りながら活動に取り組む所存でございますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。



熊本市農業委員会
会長
福原 幸一

新 農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、令和3年4月、市長から任命された農業委員24名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員48名、合わせて72名の新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が誕生しました。

農地の売買、贈与、貸借、農業者年金などに関するお問い合わせは、農業委員・農地利用最適化推進委員または事務局までご相談ください。

農地の所在地ごとの管轄する部署は下記の通りとなります。

農地の所在地	管轄する事務局の名称・所在地・電話番号
中央区、東区	本庁（住友生命熊本ビル9F） 熊本市中央区花畑町9-24 ☎ 096-328-2781
西区、南区の富合・城南以外の地域	西南分室（西区役所1F） 熊本市西区小島2丁目7-1 ☎ 096-329-1179
南区の富合・城南地域	富合・城南分室（城南まちづくりセンター3F） 熊本市南区城南町宮地1050 ☎ 0964-28-3211
北区	北区分室（北区役所3F） 熊本市北区植木町岩野238-1 ☎ 096-272-6908



高木 幸一【推】
(健軍・秋津・
出水・本山担当)



嶋村 博【推】
(画図担当)



眞鍋 宣孝【農】



西富大二郎【農】
(地区代表委員)



中村 和隆【推】



小平 敏範【推】
(小山・戸島担当)



石坂 久夫【推】
(供合・広畑担当)

【農】 農業委員
【推】 農地利用最適化
推進委員

西部地区

西
区牛島 信彦【推】
(松尾担当)西田 恭【推】
(白坪担当)田尻 雄二【推】
(上熊本担当)

三原 勉【農】



田上 正富【農】

河野 道彦【推】
(中島担当)葭村 誠一【推】
(小島担当)
(地区代表委員)三原 恵【推】
(城山担当)森山 哲也【推】
(池上担当)

河内地区

叶 勝【推】
(河内担当)

片山 義樹【推】



東 哲治【農】



杉本 守【農】

田中 敏郎【農】
(地区代表委員)

南部・飽田地区

南
区

田上 泰則【農】

赤木 英雄【農】
(地区代表委員)上妻美智也【推】
(芳野担当)

内田 勤也【推】

田中 友博【推】
(藤富・八分字・並建担当)

田中祥一郎【推】

志柿 茂喜【推】
(田迎・御幸・川尻担当)

古上 俊一【推】

西田 邦雄【推】
(力合・日吉担当)

天明地区



馬原 公博【推】

(中緑・銭塘担当)



松永 親【推】

林田 智博【農】
(地区代表委員)木下三智也【農】
(副会長)

【農】 農業委員
【推】 農地利用最適化
推進委員

松田 克己【推】
(奥古閑・海路口・川口担当)

小山 秀一【推】

富合地区

成松 道敏【推】
(守富担当)

高濱 光洋【推】

上田 隆幸【推】
(杉合担当)木村 憲正【農】
(地区代表委員)福原 幸一【農】
(会長)

城南地区

松永 寿昭【推】
(隈庄担当)

宮本 淳一【農】



西田 廣行【農】

網田 稔【農】
(地区代表委員)

山下 孝司【推】

(豊田担当)



那須 功一【推】



松田 則康【推】

(杉上担当)



園田 茂【推】

北部地区

中村 直【推】
(清水・竜田担当)

磯田 修一【農】



堀 恭子【農】

小佐井 亮祐【農】
(地区代表委員)上島 恵二【推】
(川上担当)

今井 厚雄【推】



西村 清敏【推】

牛島 和明【推】
(西里担当)

植木地区



中嶋 一男【推】



上田 定信【農】



福嶋 徳行【農】

牧野 正治【農】
(地区代表委員)谷口 憲治【農】
(副会長)

角田 健次【推】



牧坂 邦夫【推】



清田 博成【推】



茂見 孝一【推】



前田 良成【推】

徳永 芳也【農】
(中立委員)

東田 安弘【推】



緒方 良博【推】



有田 忠雄【推】



内田 政憲【推】

農業者年金に加入しませんか？

- 農業者年金は年間 60 日以上農業に従事され国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）60 歳未満の方であればどなたでも加入することができます。農地の権利名義を持たない配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入することができます。
- 積み立てた保険料とその運用益を合わせた額（年金給付原資）により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
- 保険料は、月 2 万円からで、いつでも見直すことができます。経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や家計の状況に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。
- 保険料の全額が、「社会保険料控除」の対象になります。国民年金や健康保険の保険料と同じように社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

農業の担い手には保険料の国庫補助あり

～最低保険料 2 万円の負担が困難な場合には国庫補助の仕組みがあります～



農地を相続したら届出をお願いします

相続等によって農地を取得した方は、相続登記をされた後に、農地のある市町村の農業委員会へ届け出が必要です。（農地法第 3 条の 3）



●農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。農地を一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

●農地転用には事前に許可が必要

農地転用をする場合には、農地法 4 条もしくは 5 条の許可が必要です。

- ・ 農地法 4 条とは、農地の所有者が自らその農地を農地以外のものに転用する場合の手続きのことです。
- ・ 農地法 5 条とは、農地の所有者でないものが、農地の購入・賃借などの後に農地以外のものに転用する場合の手続きのことです。

●違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・ 工事の中止や原状回復などの命令
- ・ 罰則の適用（3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金、法人の場合は 1 億円以下の罰金）



農業情報を分かりやすくお伝えします。

人づくり、経営づくり、に役立ちます。

●毎週金曜日発行 ●購読料 1 ヶ月 700 円（税込み）

お申し込みは、農業委員・推進委員又は、農業委員会へ

発行・編集 / 熊本市農業委員会

熊本市中央区花畑町 9-24

☎ 096-328-2781

FAX 096-353-0061

Email : nougyouinkai@city.kumamoto.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.kumamoto.jp/>